

## 第1回 新クレジット制度の在り方に関する検討会

- 日時： 平成24年4月16日（月）15:00～17:00
- 場所： 全国都市会館 第1会議室
- 出席者： 茅委員長、新美委員長代理、大塚委員、小林委員、荘林委員、田海委員、新澤委員、松橋委員、棕田委員、宮城委員
- 事務局： 環境省 上田室長、経済産業省 飯田室長、農林水産省 大友室長、林野庁 赤堀管理官
- 議事次第：
1. 開会
  2. 本検討会の設置及び運営方法について
  3. 国内クレジット制度、J-VER制度の概要について
  4. 検討会における論点等の例
  5. 各委員からの発言
  6. アンケート調査について
  7. その他

### 開会

上田室長： それでは、定刻となりましたので、ただいまから、新クレジット制度の在り方に関する検討会の第1回会合を開始いたします。

本会合の委員名簿は、資料1としてつけさせていただきます。委員の先生方におかれましては、本日はお忙しい中、本検討会にご出席賜りましてまことにありがとうございます。

本日の審議は公開とさせていただきます、議事については議事録をホームページ上に公開いたしますので、その旨各委員の皆様におかれてはご了解下さい。

早速ではございますが、本検討会を進行するに当たり、委員長及び委員長代理の選出を行いたいと思います。事務局案として、委員長を茅先生に、委員長代理を新美先生にお願いしたいと考えておりますがよろしいでしょうか。（異議なしの声）

### ●委員長及び委員長代理の選出

上田室長： ありがとうございます。それでは以降の議事進行は茅委員長にお願いしたいと思います。

茅委員長： わかりました。それでは議事に入ります前に、最初ですので各委員に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。大塚委員から左回りでお願いします。

### ●委員自己紹介

大塚委員： 早稲田大学大学院法務研究科の教授の大塚と申します。国内クレジット認証委員会に入れていただいております。今回国内クレジット制度とJ-VERの制度、両方で一体化するかどうかはわかりませんが、そちらの方向で検討するというところで、非常に

望ましいことだと思っております。

排出量取引や経済的手法としてのクレジットに関しては、従来からそれなりに検討してきておりますが、この検討会に入れていただいて、両者の統合を含めた検討にかかわらせていただくことは大変ありがたいと思っております。以上でございます。

小林委員： 日本大学法科大学院の小林でございます。環境法を担当しております。私は、J-VER 制度につきましては当初の制度設計、それからその後の J-VER 制度運営委員会の委員として参加しております。また、森林吸収源に関するワーキンググループの制度設計に関する座長をしておりましたので、J-VER 制度については制度設計の段階からいろいろな面で関わっております。

また、私は地方自治体の森林吸収源やバイオマスエネルギーの認証制度や J-VER 制度に関する様々な面でのアドバイスや、都道府県の委員会等に参加しておりますので、このテーマは非常に関心のあることございまして、また、今後各制度が一緒になって、さらに普及し、事業者にとってより使いやすい制度になることを望みたいと考えております。その他詳しいことは後ほど発言の機会があるようですので、そのときにお話させていただきます。よろしく申し上げます。

荘林委員： 学習院女子大学の荘林でございます。農業環境政策、あるいは農産物貿易と環境を専門にしております。その文脈で過去数年間、農業分野のオフセットの方法論について、いくばくの関わりを持ってまいりました。

また、若いころ世界銀行におりました関係で、当時から市場的な手法、私の場合は水利権の市場だったわけでございますけれども、そういうことをやっております、その延長線上で、農業を排出権市場のオフセットにどのように位置づけるのかということに大変強い関心を持っております。そういうことからこの研究会に入れていただきましたことを大変感謝申し上げる次第でございます。

田海委員： 新潟県の県民生活・環境部の田海でございます。J-VER 制度に基づきます都道府県 J-VER を平成 20 年から取り組んでおりまして、こういう J-VER 制度に取り組んでいる自治体の立場から、この検討会ではいろいろご議論に参加させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

新澤委員： 兵庫県立大学経済学部の新澤と申します。J-VER の技術小委員会の座長をしてまいりました。よろしく申し上げます。

松橋委員： 東京大学の松橋と申します。1988 年に IPCC が設立されましたときに茅先生が事実上日本のアドバイザーとしてやっておられたのですが、そのころ私は学生として茅先生の手伝いを始めまして、そのころからエネルギーシステムの分析、地球温暖化対策の分析をやってまいりました。

国内クレジット認証委員会の委員をしておりますが、J-VER 制度と国内クレジット制度がこれから国民に対して、できれば同じ傘の下でやっていくということは、国民の税金を使っている制度として、国の温室効果ガスを削減し、そして環境と経済の両立を目指していくということから見て、まことに喜ばしい、望ましいことではないかと思っております。

一方で、私も二十数年行政といろいろな相談をしてる中で、いかに縦割の予算を省庁横断的に、こういうことをやるのは非常に難しいことであるということも感じておりまして、その意味でここにこぎつけられた省庁の関係者の皆様のご尽力に対して心より感謝をしたいですし、また、敬意を表したいと思います。よろしくお願ひいたします。

棕田委員： 経団連の棕田と申します。国内クレジット認証委員会の委員をさせていただいておりますが、同時に経団連は自主行動計画というのを推進しておりますので、そうした観点からこの議論に参加させていただければと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

宮城委員： 日本商工会議所の宮城と申します。国内クレジット認証委員会の委員をしておりまして、基本的なスタンスは、中小企業と地域の方から国内クレジット制度を推進するという事で委員会に参加をさせていただいております。いずれにしましてもクレジットが推進することは非常にいいことだと思っておりますので、その観点で発言をさせていただければと思っております。以上でございます。

新美委員： 新美でございます。明治大学の法学部教授でございます。私は民法をベースにして環境法を研究しています。民法の関係ではベトナムとかカンボジアの法整備支援をしてきまして、体制移行国において、市場経済を発展させるために、先進諸国の法から見てよくわからない財産権なるものをどうしたら商品としてマーケットに乗せられる権利に構成できるのかということなどで苦心した経験があります。その意味では、CO2 をクレジットとしてマーケットでどう制度化していくかということとはかなり共通点があると考えております。

私は、カーボン・オフセットの創設のときからメンバーに加わっておりまして、J-VERの事柄についてはいろいろと議論の中に参画してきています。どうぞよろしくお願ひいたします。

茅委員長： ありがとうございます。

最後になりますが、私も一言ごあいさつさせていただきますと、現在、地球環境産業技術研究機構という少し長い名前の研究所の理事長をいたしております。たまたま国内クレジット認証委員会の委員長をやっておりましたので、今回委員長を承ろうと考えております。よろしくどうぞお願ひします。

上田室長： それでは、冒頭あいさつが終わりましたので、大変恐縮ではございますが、報道の皆様におかれましては、事前にご案内をさせていただきましたとおり、カメラ撮りについて、ここまでとさせていただきますと思います。

茅委員長： それでは、まず配布資料の確認を事務局側にお願ひします。

#### ●配布資料の確認

上田室長： お手元の検討会議事次第の下に配布資料一覧というものがついてるかと思ひます。資料につきましては、資料1の委員名簿から始まりまして、資料6のアンケート調査についてというところまでがお手元に届いてるかと思ひます。その後ろに参考資料

として両制度の詳細版と、これは結構議論のときに便利かと思いますのでご覧いただければと思いますが、参考資料 3 として両制度の簡単な比較表というものをつけておりますので、過不足等ありましたら事務局のほうまでいつでもお申し出ください。以上でございます。

茅委員長： よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。最初に議題の 2 ということで、本検討会の設置及び運営方法について、事務局から説明をお願いします。

## 2. 本検討委員会の設置及び運営方法について

飯田室長： 経済産業省の飯田でございます。

それでは、資料 2、お手元でございます「新クレジット制度の在り方に関する検討会の設置について」に基づきましてご説明申し上げます。

まず、検討会の目的でございますが、国内クレジット制度とオフセット・クレジット制度の両制度とも、京都議定書の約束期間であります 2012 年度末を制度の一旦の区切りとしております。従いまして 2013 年度以降の制度の在り方について早急に検討を行う必要があるということでございます。そのため関係省庁であります経済産業省、環境省、農林水産省で検討会を設けて、新クレジット制度の在り方に関する検討を行い、新制度について方向性を提示するというのが本検討会の目的でございます。

委員の構成でございますが、検討会は委員 10 名で構成し、委員長 1 名、及び委員長代理 1 名を置く。委員長は検討会の議事を務め、委員長にやむを得ない事情があるときには委員長代理が委員長の代行を行うということでございまして、ただいま茅委員長、新美委員長代理にご指名をいただいたところでございます。

検討方針・課題でございますが、新制度は現行の国内クレジット制度及び J-VER 制度の優れた点を取り入れて相互補完をする。そして環境の観点から見て信頼が得られるものとするとともに、事業者の環境投資を有効に後押しし、地域の取り組みをさらに進めるものとするを旨とするということでございます。

上記を踏まえまして、以下のような点について検討を行うということでございまして、1 番、現行の両制度の評価。2 番、統合の是非について。3 番、統合するとなった場合に、その統合の検討に当たって解決すべき諸論点についてということでございます。後ほど論点についてはまた詳しくご説明を申し上げます。

会議の公開でございますが、検討会及び配布資料につきましては原則として公開としたいと考えております。検討会の資料及び議事録については、会議の終了後、ホームページなどにより公表いたします。なお、個別の事情に応じて会議及び資料を非公開にするかどうかについての判断は委員長にご一任いただければと考えております。

開催頻度、スケジュールでございますが、4 月から 6 月までの間に 3 回程度、本検討会を開催したいと考えております。各月 1 回程度でございまして、第 1 回が本日でございます。第 2 回は 5 月 14 日を予定しており、現行制度の総括、新制度のあり方についての議論、第 3 回は 6 月 18 日を予定しており、新制度に向けた方針の取りまとめと

いう 3 回シリーズで考えております。一応 4 回目に予備日ということでその後に必要があれば開催することも考えたいと思っております。以上でございます。

茅委員長：            ありがとうございました。

それでは、今の説明に対して、何かご質問がございましたら承りたいのですが、ご発言のある方は、ご自分の前にある名札を立てていただいて、私のほうから指名をしたら発言していただくというふうにしていただきたいと思います。これはこれから以後の 3 回の会合の最後までこの方式でまいりますのでよろしく願いいたします。

それでは、今の飯田さんの説明に対しまして、何かご質問ございますか。特別によろしいですか。

それでは、今の資料 2 の内容でこれからやることとなります。

それでは、次に議題の 3 でございますが、これは国内クレジット制度と J-VER 制度の説明をしてもらおうと思っております。この委員会の場には、両制度の委員をしていらした方がそれぞれおられるわけですが、ご自分の委員をしていらした制度についてはよくご承知だと思っておりますけれども、もう 1 つのほうについては必ずしも詳しく知らないという方が多いと思っておりますので、この国内クレジット制度、J-VER 制度について、事務局側から一度きちんと説明をしてもらいまして、その上で論議をしたいと思っております。よろしく願いいたします。では、事務局側から説明をお願いします。

### 3. 国内クレジット制度、J-VER 制度の概要について

飯田室長：            それでは、資料 3、国内クレジット制度の概要につきまして、これは私のほうからご説明申し上げます。

その次、資料 4 のオフセット・クレジット（J-VER）制度の概要について、こちらは環境省の上田室長からお話をいただきます。

それから、さらに比較のために最後に参考資料の 3 というのがついてございまして、国内クレジット制度、オフセット・クレジット（J-VER）制度の比較表という簡単なポイント紙がございます。これらを参考にしながら議論をさせていただきたいと思っております。

それでは、私が資料 3、資料 4 を上田室長で、参考資料の 3 も上田室長続けてよろしいですか。

では、まず資料の 3 からご覧ください。国内クレジット制度の概要についてでございます。

国内クレジット制度の目的につきましてですが、もともと産業部門の排出量は比較的減少しているわけですが、今後中小企業、民生部門、運輸部門といったところにおける排出削減を促進していく。これは産業部門はやらなくていいというわけではないわけで、中小、民生、運輸部門をちゃんとやっていかなければいけないということなのですが、費用負担が非常に大きいということが中小企業の低炭素投資が進まない大きな理由になっており、投資インセンティブを高める必要があるため、国内クレジット制度によって大企業が中小企業の低炭素投資に資金供出などをして、それをクレジットとしてもらってきて、自分の自主行動計画の達成に使ったりするという

ことで、真水の削減効果をもたらしたいというのが制度の趣旨でございます。

もう少し詳細にご覧いただきますと、2 ページでございます。国内クレジット制度とは、今申し上げましたように、大企業などによる資金などの提供を通じて、中小企業などが行った温室効果ガス排出削減量を認証いたしまして、大企業の自主行動計画の目標達成などのために活用ができる制度ということでございます。

考え方はベースライン・アンド・クレジットということでございまして、まずベースラインを引きまして、この事業なかりせばどれぐらい排出したかというものを認定いたしまして、これがあるプロジェクトをやったことに伴ってどれだけ減ったかという、仮想のベースラインからの削減分を CO2 削減量として認定するというところでございます。

これは CO2 を削減する技術や方法ごとに定められた排出削減方法論に基づいて算定をするということでございます。これにつきましては J-VER 制度とも考え方が同じだと思っております。

2012 年 3 月末現在で排出削減方法論は 66 件ということでございます。

左側でございますように、自主行動計画に参加をしている大企業が、中小企業、あるいは農業、家庭部門の排出削減に対して資金供出をする。この資金供出の見返りに先ほど申し上げたような考え方で CO2 の排出削減量に相当するクレジットを取得いたしまして、自主行動計画の自らの削減分に充当することができるというのがもともとの趣旨でございまして、国内クレジット制度の概要は右側でございますが、京都議定書の目標達成計画に位置づけられた制度でございます。

制度運営事務局は経産、環境、農水の 3 省庁でございます。

クレジットの用途でございますが、自主行動計画の目標達成がメインなわけでございますが、そのほかにも温対法、省エネ法やカーボン・オフセットなどの CSR 活動にも使えるというような用途でございます。

目標達成計画の位置づけにつきましては 3 ページ目をご参照ください。

4 ページ目をご覧ください。認証状況でございます。下のほうに棒グラフがございまして、これはいずれも累積でございます。2012 年 3 月末現在で 1,336 件の計画案が提出されておまして、そのうち 1,037 件が排出削減事業としての承認を受けております。2012 年度までの総削減見込量は 153.7 万 t ということでございまして、これは計画ベースのものですが、実際に認証されたクレジットは 795 件で認証量は累計で 44.9 万 t ということでございまして、近年非常に右肩上がり順調に案件が増えてきているということが棒グラフから見て取れるかと思えます。

5 ページをご覧ください。この国内クレジット制度における排出削減事業の分類がございまして、

実施場所ですが、やはり工場がかなり多うございまして、住宅、これは太陽光パネルなどでございまして、それから農場などが続いております。

導入技術の種類、左下をご覧ください。ボイラーの更新、太陽光発電設備導入、バイオマスボイラー、空調、ヒートポンプ、工業炉更新、照明といったものが続

いております。

共同実施者、これは平たく言えばクレジットの買い手でございますが、オフセット・プロバイダーという仲介業者の割合が 3 分の 1 ぐらいを占めておりますが、そのほかに低炭素投資促進機構、これは小口のクレジットを集約する機能があるわけですが、そのほかに電力会社、商社、銀行・リースなどが続いております。

事業の地域でございますが、全国的な案件、広域的な案件もありますが、北海道、東北、関東、中部といったような形で下にまとめておるところでございます。

最後のページをご覧くださいますと、国内クレジットの活用状況についてでございますが、2012 年 3 月末時点で延べ 273 件の償却申請で、全体でも 18 万 t の CO2 償却が行われております。

左下の棒グラフをご覧くださいますと、平成 22 年度以前の 3 年では、これだけの償却量しかなかったわけですが、23 年度だけでこれだけの償却量が出ておりまして、今年度非常に償却が進んだということでございます。

自主行動計画と CSR、オフセットが半分半分、やや CSR のほうが多いというところで、近年非常に CSR が増えているということも併せて考える必要があるかと思っております。

償却申請者ですが、右側をご覧くださいますと、オフセット・プロバイダーや銀行・リースに加えまして電力会社、小売流通業者といったところがウエイトを占めているところがございます。

そのほか詳細な資料は、参考資料 1 というのもつけてございます。ご説明はいたしません、後ほどご質問などがあれば参照させていただければと思っております。私からの説明は以上でございます。

上田室長：

続きまして、お手元の資料 4、オフセット・クレジット（J-VER）の概要について、こちらで説明させていただきます。

1 ページ目でございますが、制度の目的、概要についてですが、四角のところに書いてありますように、カーボン・オフセットの仕組み、自らの排出量を他の場所の削減量で埋め合わせて相殺する、このカーボン・オフセットの仕組みを活用して、国内の対策を一層促進するために、国内で実施されるプロジェクトとこれによる削減と吸収量をオフセット・クレジットとして認証するものとして 2008 年 11 月からスタートしたものでございます。

ここで吸収量も入っているというところが国内クレジットと大いに違うところですが、削減のほう考え方につきましては、その下にオフセットの仕組みと書いてありますが、ベースラインを引いて量を算定するという意味では国内クレジットと同じような考え方になっているかと思えます。

1 枚おめくりいただきまして、対象のプロジェクトの種類ということですが、現在方法論として 40 弱の方法論を設定しております。これらにつきましては削減系の方法論が上半分でございますが、それ以外に森林吸収系についても 3 つほど、その他 5 つほど設定をしているところがございます。

その下に制度の体制とございますが、現在クレジットの創出をするための制度として、ルールを決める運営委員会という組織と、上に書いてある先ほどの 40 弱の方法論を改訂したり新設したりする議論をするという技術小委員会と、個別のプロジェクトの妥当性を確認したり、その削減量、吸収量を認証したりする認証委員会という 3 つの委員会でそれぞれ委員に専門家の方を招いて運営をしているというところでございます。

5 ページをご覧ください。こちらが現在の認証件数等の推移でございます。今年 4 月の時点で J-VER 制度に登録されたプロジェクトの件数は累計で 201 件、このうちクレジットの認証が行われているのは 155 件でございます。累積のクレジット量は約 30 万弱のトン数でございます。無効化された J-VER の量は、そのうちの約 1 割ということでございます。

実際のプロジェクトの内訳等は、その次のスライドでございますが、森林の吸収系が件数で言えば過半を占めるという形になっておりますが、量のベースで見ると 9 割近いものが森林吸収系のクレジットになっているというところでございます。

全国の分布を見ると、ほぼ満遍なく分布していることがわかるかと思えます。

方法論で見れば、森林吸収系以外のものを一番下に掲載しておりますが、どちらかという熱関係でありますとか燃料転換というものが多いということが見て取れるかと思えます。

もう 1 枚おめくりいただきまして、J-VER 制度特有の制度として、1 つは都道府県 J-VER プログラム認証制度というものがございます。こちらは東京で全国のものすべてを一手に扱うのではなく、都道府県が認証もできるような制度として、都道府県の制度で我々の制度に整合していると認められているものを認証委員会が認証して、それを都道府県 J-VER プログラムとしてリストに掲載するような仕組みを設けております。都道府県でその新しい制度の下で認証されたクレジットについては J-VER クレジットと同列に登録簿に登録して扱うということにしているところでございます。現在のところ新潟県と高知県の 2 県でこの制度を活用して実施されているところでございます。

また、特有の制度として森林吸収の削減量についても本制度で扱っておりますので追記しておりますが、大きく 2 つのタイプがございます。森林経営のプロジェクトという形で認めているものが 2 タイプ。また、植林というところにかねて見ているものが 1 タイプでございます。

また、これらにつきましてはさまざまな自然撓乱とありますが、台風であるとか木が倒れるとか、そういった要因がございますので、あらかじめ一定量をバッファ管理口座ということで、クレジット発行に際しては、その口座に一括して預けていただいて、何かあったらそれで償却をするという制度も設けているところでございます。以上が J-VER 制度でございます。

先ほど、飯田室長からお話がありました参考資料の 3 ですが、今の両制度の説明を簡単に対比してまとめたものでございます。大体説明は先ほどの中に入っているかと思えますが、制度の趣旨・目的というのが J-VER 制度はオフセットを中心に、国内ク



クレジット制度は中小企業の排出削減対策の推進というところであります。

制度の創設時期はほぼ同時期でございます。

委員会構成は J-VER 制度は先ほどお話ししました 3 つで、国内クレジット制度は 1 つの委員会で行っております。

対象プロジェクトはどちらも 6 ガスですが、吸収のプロジェクトが入っているのは J-VER 制度としては特異かと思えます。

審査機関、それぞれのプロジェクトが削減量、または吸収量が適切かどうか、これを審査する、また検証する機関として外部の組織、または審査員に委ねておりますが、そのあたり若干 J-VER 制度と国内クレジット制度に差はありますが、どちらも ISO を意識しながらというところで、その辺の強弱が若干あるというところかと思えます。

裏を見ていただきまして、活用方法ですが、J-VER 制度のほうはカーボン・オフセットというものを当初から想定しておりまして、国内クレジット制度のほうは先ほどの説明にありましたが、カーボン・オフセットもその後実際に使われる方法として出てきたというところでございます。

クレジット認証量等につきましては先ほど説明があったとおりです。以上でございます。ありがとうございました。

茅委員長：            ありがとうございました。

以上が国内クレジット制度と J-VER 制度の 2 つの制度の説明なのですが、これをどうするかということについてのご意見はあとでゆっくり伺うことにして、今の説明に対して単なる質問を最初に受け付けようと思えます。ご質問がおありの方は札を立てていただけますか。

では、大塚委員。

大塚委員：            簡単な確認の質問で恐縮ですが、J-VER の 5 ページのところですが、認証されたものに比べて無効化されたものはかなり少ないような感じがしますが、これは結局持ってらっしゃる方が多いということですか？ もう少し言うと CSR 的に使ってらっしゃる方が多いというふうに考えてよろしいのでしょうか？ よろしくお願ひします。

上田室長：            CSR 的に使ったとしても、結局その価値を二重に使うということではできないので、結局何かしら償却、例えばオフセット商品で使えた場合には償却をしていただくということで、その場合は無効化の手続きを取るということでございます。現在のところ、我々で受け付けているものがここまでということなので、それ以外はまだその手前の状況にあるかということかと理解しております。

茅委員長：            棕田委員。

棕田委員：            国内クレジット制度では、その追加性ということで、例えば排出削減設備の投資回収年数は概ね 3 年以内というような 1 つの基準があるのですが、J-VER というのは追加性というのはどういう形で判断されておられるのでしょうか。

上田室長：            基本的にはそれぞれの方法論をメニューとして掲載するときに、それが追加性があるかどうかという判断をしております。そのときの考え方は国内クレジットと同じような考え方で判断をしているところでございます。

- 茅委員長： 庄林委員。
- 庄林委員： 出がけに自分で調べてくればよかったですけれども、世銀のカーボン・マーケットの白書のようなものが毎年出ますが、あれでわが国の J-VER 制度あるいは国内クレジット制度はボランティアなマーケットで数字は登録されているのでしょうか。もしそうだとすると、世界全体のボランティアなマーケットの中で、大体どのぐらいのボリュームをわが国は持っているのでしょうか。
- 上田室長： 去年、環境省のほうでオフセット、作るほうではなくて使い道のほうでいかにして活用してもらうか、売れないとどうしようもないというので活性化の検討会を新美先生を座長にお願いして開催しまして、そのときに世銀の報告書も確か調べました。確かに世銀で毎年報告書を発表されているのですが、そのときの記載を今読み上げますが、カーボン・クレジット市場全体の規模は拡大傾向にあり、取扱量は 2008 年で約 48 億 t から 2009 年は約 87 億 t という形で、2 倍近くに増加しているというので、これは多分 CDM も全部入ってですけれども、そのうち VER と呼ばれている実質的なものについては 2008 年までは拡大傾向にあったが、2008 年からは取引量が減少しており、約 1 億 2,600 万 t から 8,700 万 t というので、国内クレジットも恐らくそういうボランティアのほうに入っているのか、ちょっとそこは自信がないですけれども、J-VER のほうはあくまでも自主的ということが入っているのではないかと思います、その世界では 8,700 万 t ということがあります。87 億というのは CDM など全部込みの話ですから、われわれが対象としているのは後者の全世界で、1 億とか 8,700 万 t とか、そういうオーダーのものを念頭に置けばいいのではないかと思います。
- 飯田室長： 国内クレジットがどういうふうに登録されているかを調べてメールなどで送りたいと思います。
- 茅委員長： 松橋委員。
- 松橋委員： J-VER 制度の審査機関の登録要件等で ISO14065 を原則条件に据えているということですが、これのキーポイントといいますか、審査機関が認定を受ける上でのキーポイントと、それを運営されている実感として、この特徴といいますか、やってこういうところがよかったという点がありましたら教えていただきたいと思います。
- 上田室長： まず ISO というのを使っているというのは、結局どういう検証機関がやるかという責任を外に出しているという感じで、制度全体が責任をそこまで負わなくてもいいというのは、ある意味外部から見たときにわかりやすさという意味では信頼性がかえって高まるのではないかと思います。そのあたりはわれわれというよりも、プロジェクト事業をやっておられる方が ISO の検証を受けた機関に自分のプロジェクトを見られたと。その機関というのはどちらかというと J-VER 制度とは関係なくやられているので、中立性という意味であるのではないかと思います。ただ、実際に ISO の認証を受けるというのは、なかなか認証を受ける側にとっても大変なことのようでして、われわれもその認証を取っていることとすると、十分な機関数が得られないので、認証を取っていること、または認証を申請していることという形で現在運用しているところであります。

- 松橋委員： 原則としてというのはそういうことなのですね。まだ許可が下りていなくても、申請中でもいいというような条件になっているわけですね。
- 上田室長： もし申請が却下されたりすると、そのとき初めてどうしようかというので出てくるということです。
- 茅委員長： 宮城委員。
- 宮城委員： 排出削減系の方法論についての質問ですが、J-VER 制度は新設については基本的に方法論がないと聞いているのですが、これはどういう理由なのかというのと、J-VER 制度のほうから見たときに、国内クレジット制度の方法論で基本的な考え方とか、先ほど追加性の議論もありましたけれども、大きく異なる考え方があるのかどうか。もしあれば教えていただきたいのですが。
- 上田室長： ご指摘の点は、個別の論点のほうにもかかわってくる話で大きな違いかと思っています。施設の新設をプロジェクトの対象にしていないというのは確かにそうで、既存の施設の改修のみということになっています。その考え方の根本にあるのは、われわれはやはりオフセットという形で使うということで、義務の重視ということであれば B to B という形で企業対企業の間で適切にそれが公正な取引だということが担保されればいいのですが、オフセットの場合は、例えばオフセット商品としてつけて一般の消費者に売っている場合があるので、そこで消費者の方が、これは見えない CO2 というものが本当に減っているのかというところを疑念がなるべく湧かないように、理屈で言えば間違いないのだけれども、そこは固め固めに誤解を与えないようにやっているというところなんです。新設の場合はその施設がなかった場合、つくった場合にどうなるかというので、つくった場合、何もしなかったら BAU で引いて、高性能のものであえて高いものを入れたらこれだけ下がりますと。普通この下がったところをクレジットとして認めるということなのかもしれませんが、一般の人から見ると、きっとゼロから比べたらやはり増えているのではないかということがあるので、そこはどちらを取るかというので、本来これでもいい、CDM でもそういうふうには考えられているでしょうから、結局一般の人から見ると、むしろそこではなくて作っている施設が本当に必要な施設なのか、必要でないのか。必要でないけれども、効率的なものをつくったので、これは環境に優しいですと言って理解してもらえるかというところの説明の仕方の難しさがあるので、そこはもう割り切って新設はなしで固めたというところだと思いますので、制度の性格とか市民への説明の仕方など、そういったものを勘案しながら皆さんにご議論いただくテーマではないかと思っております。
- 茅委員長： 新澤委員。
- 新澤委員： 国内クレジットの 6 枚目のスライドですが、償却者がオフセット・プロバイダーとか銀行・リースというふうになっていますが、これは恐らくこの主体が実際に使うのではなくて、まとめて償却する役割をこのオフセット・プロバイダーや銀行・リースが担っているというふうには考えていいのでしょうか。
- 飯田室長： ご指摘ありがとうございます。おっしゃるように小売流通とか電力会社はまさに自分で使っていて、銀行も自分で CSR 的に使っているのですが、オフセット・プロ

バイダーはまさに転売をして、その中で償却していくということでございます。

茅委員長： 小林委員。

小林委員： 国内クレジット制度のスライドの2ですが、最近カーボン・オフセットをCSR活動に使うのが増えているということですが、その理由はどういう理由かということが1点と、もう1点は、J-VER制度と両方の比較をした場合、クレジットの用途が国内クレジット制度は結果的には3つになっている。J-VER制度が2つで、そのうちカーボン・オフセットと温対法の関係は共通しております、違いというのは自主行動計画の目標達成に使うかどうかという点だと思います。そうしますと、今後統合を検討する場合、かなり共通点があるかと思うのですが、その共通点につきましては環境省、経産省両方からお聞きしたいと思ひますし、最初の質問については経産省からお聞きしたいと思ひます。以上です。

飯田室長： まず、CSRに使われるようになった理由ということですが、もともとは確かに自主行動計画ということで始めたわけですが、恐らく自主行動計画自身は、特に電力会社、鉄鋼業界などが足りない分として使っているわけなのですが、わりとまとめて海外からどんとお安い値段で買ってこられるケースがありまして、それである程度の枠という意味では確保している。そうは言いながらも電力会社などはたくさんこの国内クレジットも使っています、そういうこととの比較ですとか、あるいはこれはJ-VERも同じだと思いますが、伺っていると地産地消的な取組だとか、そういったようなことにもPRできるという意味でCSRとか、やはり企業の社会的な環境活動の高まりというものととも、海外のフロンを削減した分を使うというよりは地元のものを使うというのが多いのではないかという印象も、特に太陽光なども結構人気でして、そういうこともあるのではないかと思います。

使い先の問題ですが、新制度をどういうふうにするかということの中で非常に大きな論点だと思っています。国内クレジット制度の考え方だけ申し上げておきますと、例えば自主行動計画に参加している大企業が自主行動計画に参加している大企業の分の削減分をもらってきたとすると、では売ったほうの人はプラスにしているのか、ということだとか、ダブルカウントの問題を業界別の自主行動計画の間でどう整理するかといった問題がありまして、そういう意味で自主行動計画に参加している人と参加していない人で差をつけた。言ってみれば国連では付属書I国と途上国と、昔は中小CDMなどと言っていたのですが、つまりCDM的に使うという趣旨で始めたものでございますので、そのダブルカウントの問題などにつきましては新制度においてどう考えるかというのは1つの大きな論点だろうと思っています。

ただ、一方で自主行動計画の中にも一部の業界には中小企業がたくさん集まって入っている業界もありまして、そうすると自主行動計画をつくっているというだけで、自分のところはクレジットが認証されないといったような不満などもございまして、そういったことをどういうふうに対応していくのかというのは後ほど出てくると思ひますが、論点なのではないかと思ひております。

上田室長： 私のほうは共通している点で何かコメントをということだと思いますが、方法論も

かなり似通ってきているものもありますので、結局クレジットを作る側ではなくて、それを使う側からの話だけ 1 つの例として挙げますと、どちらのクレジットを使おうかという問題が出てくることがあるかと思えます。これがマーケットメカニズムで市場を流通してというのでしたら一番安いから売れていくというところなのですが、実際には取引形態は相対取引でやられているようでして、実際に J-VER クレジットの単価は非常に高く、森林吸収源ですと、t 当たり 1 万円以上するようなものもあります。そういったものが併存しているという実態を見ると、どうもやはりオフセットする側の人は、単に CO2 をオフセットしました、何 t という数字だけではなくて、どういう活動を資金面で支援してオフセットしているのかというところの説明とセットでその意味があるというふうに考えておられるのではないかと。例えば森林吸収系であれば、森を守る活動と温暖化対策をセットでこのオフセット商品は支援しているの所以说えるからこそこのクレジットを使いたいとか、今飯田室長が言われましたように、特に自分の県でやっている、自分のところの地産地消でなおかつ森とか中小とかというふうにクレジットの先、どこで作られたどういう中身のクレジットかというのが問題となっているので、こういう価格帯がばらばらでも併存しているということではないかと思えます。そこがだんだん慣れてくると、事業者も選べるのですが、初めて入って来た人には 2 つ制度があって価格もばらばらで何かわかりにくいねというところをご指摘のような意見が出てくる原因にもなっているのだと思えますが、逆にそういった状況がずっと併存しているというのはオフセットをする側が、実際に自分たちがお金を出して支援しようと考えたときには価格と量だけではなくて中身をよく考えて全体のストーリーを作られているというところによるのかと思っています。

茅委員長： 私からも 1 つ質問があるのですが、これは J-VER 制度についての質問ですが、国内クレジット制度と J-VER 制度が違う一番大きな点は森林吸収が含まれているということだと思のですが、排出削減の場合と違って森林吸収というのは絶対量がどれだけ減ったかというのがなかなかわかりにくいのではないかという気がどうしてもするわけですが。これは実は京都議定書の森林吸収問題とよく似た面があるわけですが、伺いたいのは、この森林吸収の吸収量の推定について、どの程度安定な推定ができるかと考えになっているのか。それからそのやり方が京都議定書においても日本全体の吸収の推定の仕方と同じなのかどうか、この辺について伺いたいのですが。

上田室長： この点についてはあとで小林委員に補足をしていただいた方が私よりお詳しいかもしれないと思いますが、まず基本的な考え方から言いますと、先ほど吸収源の単価が高いと言いましたのは、まさに委員長ご指摘のとおりモニタリングの費用がすごくかかるというところが 1 つ。もちろん間伐とかもあるのですけれども、実際に樹種によって吸収量が違いますし、樹齢によっても変わってくる。それを実際に幹を地上から何メートルのところを測ってサンプリングして、トータルの吸収量を確定していくという作業が実際には人件費としてかかってくるというところが単価の違いだと思いますが、そのあたりは国際的にも十分議論に耐え得るような形で吸収量というものは算定しているし、またわが国の市況と整合性を取るような形で算定の方法というのは定め

ていると承知しています。

小林委員： 今の上田室長のご説明でいいかと思うのですけれども、もう少し追加いたしますと、わが国はご存知のとおり京都議定書で6%のうち3.8%森林吸収源によっているということがあります。それにつきまして、国連に対して報告を出すわけですけれども、そのときのカウントの方法と J-VER 制度のカウントの方法、つまり算定方法、モニタリングその他は整合性があります。また、すべてにつきましては IPCC のグッドプラクティスガイダンス等によっておりますし、またそのモニタリングその他の方法については基本的には ISO14064 に乗っ取っているということでございます。また、全体的なスキームとしては、国連の CSR のスキームを参考にしているということがあります。特に CSR などにおける森林プロジェクトの扱いとの整合性についても取っていくことになっていきます。以上でございます。

茅委員長： ありがとうございます。よくわかりました。ほかにはございませんか。よろしいですか。

それでは、一応今の議題 3 は以上にしまして、何か 2 つの制度についてご質問がありましたら、あとの議論の中で質問していただくということで次に移りたいと思います。

次は、この検討会で議論すべき論点ということなのですが、これにつきましてその例について簡単な資料ができておりますので、まず事務局から説明したいと思います。よろしく願いいたします。

#### 4. 検討会における論点の例

飯田室長： それでは資料 5、検討会における論点等の例という資料をご覧くださいと思います。1 枚紙でございますが、この紙はとりあえずこちらのほうで論点等の例として掲げさせていただいたものでございますが、本日のご議論なども踏まえまして、あるいは後ほどご紹介するアンケートなどの結果も踏まえまして、これに肉付けをしていって、いずれ取りまとめの骨格になっていくようなイメージのものでございますので、後ほどご議論でこういった論点がさらに追加されるべきだといったような点がございましたら、そういった視点でもご意見いただければと思います。中身についてのコメントも歓迎でございます。

最初にありますのは 2013 年度以降のクレジット制度についての基本的な視点ということでございます。こちらは 2013 年以降、日本は京都議定書の第二約束期間には入らないということになったわけでございますが、いわゆる京都議定書的なそういう数量目標ですとか、あるいは年度展開された目標値というものを持っていないわけでございますが、そういった中でこのクレジット制度というのがいかなる役割を果たすべきかという点でございます。

これは先生方からのご意見も伺うことだと思っておりますが、私どもといたしましては 2020 年に向けて、そういったセルフプレッジの数字になった以上、むしろそうであるからこそしっかり対策を取らなければいけないというふうを考えておまして、そう

いったものをしっかり国民各層の皆様方のご協力を得ていくということの 1 つの重要なツールとしてこのクレジット制度というものを考えるべきではないかと考えております。こういった点についても何かご意見があればいただければと思っております。

2 番でございますが、現行の国内クレジット制度、J-VER 制度の評価ということでございます。今、現行制度のご紹介は申し上げましたが、後に申し上げますアンケートなども通じまして、実際に取り組みました方々のいろいろなご意見も踏まえて、よい面、改善すべき点などあればこちらに記載をしていきたいと考えております。

3 番でございますが、国内クレジット制度と J-VER 制度の統合の是非ということでございまして、統合すべきか否かといったことを議論の結果考えていきたいと思っております。仮に統合するとした場合に、新制度の理念でございます。これは先ほど検討会の目的でも、両制度のいい点を相互補完してということがございましたが、こういった観点を中心に、どのような理念で新しい制度を考えるべきかということについてのご意見をいただければと思います。

仮に統合するとした場合に、解決すべき論点というのが 4 でございますが、先ほど上田室長からもお話がありましたが、運営の体制が両制度で現在異なっておりますが、これをどのようにするのが望ましいのか。それから小林委員からもご指摘がありました。クレジットの活用先でございます。いくつかの制度によって使い先、活用先が限定的になるのかどうなのかといったこともクレジットの種類や性格、目的によって変わってくるのであれば、そういったことについてもご検討いただければと思います。

それから方法論でございます。削減系につきましては J-VER 制度と国内クレジット制度でかなり似ているものもございます。特によく使われる方法論というのがあるわけですが、これは非常に似たものが多いと思っております。ただ、詳細な部分につきましては、もちろんそれぞれの制度の成り立ちがございまして、若干違っているところもあろうかと思っております。先ほどご議論がすでになりましたが、新設があるかないかということも大きな違いでございますが、そういった大所高所の大きな方針みたいなものをご審議いただければと思っております。もちろん個別の六十何個とか四十何個の方法論をこちらで 1 つ 1 つということではございませんので、考え方みたいなものをご審議いただければと思っておりますし、それに役立つような、何かその材料をこちらでご用意できればと思っております。

環境価値のダブルカウントの防止と事業者の利便性のバランスということでございまして、いろいろぎりぎり厳密にやっていくこともできるわけですが、一方でそれが使い勝手の問題につながっていきまして、こんなに面倒くさいものだったらいやということになってしまっても制度の本質から外れると思っておりますので、その辺のバランスが非常に難しいわけでございますし、両制度ともにこれまで非常に苦心してきた点ではないかと思っております。新しくなりますと、そこをもう一段検討する必要があるわけございまして、先ほどのクレジットの活用先とも絡んでまいります。こういったことも大事な論点だと思います。

地方公共団体との関係というところでございますが、田海委員からもお話がありました。新潟県、あるいは高知県などでも J-VER 制度で国とリンクした制度を運用しておられると聞いております。こういった都道府県の取組について今後どのように考えていくか。それからそれ以外の取組、やはりこういうクレジット制度、地産地消的な視点で進めていくというのは非常に大事な論点だと思いますので、こういった地方公共団体、または地方の取組を今後どう推進していくかということについてもぜひご検討いただければと思います。

移行措置と書いてありますが、現在使われている、あるいは毎年創設されている現行の国内クレジット制度及び J-VER 制度のクレジットですけれども、こういったものについて、どのように 2013 年以降考えていったらいいのかということで、2013 年の年度始まりにもう失効してしまうのか、なかなかそういうことは現実にはないと思いますが、一体どの程度の移行措置あるいは期間を設けたらいいのかといったことについても大事な論点かと思っておりますので、ご検討いただければと思います。

ここに書いてあるのはあくまでも例でございますので、皆様方からさらに追加のコメントなどいただければ幸いです。以上でございます。

茅委員長： 上田さん、何か追加はございますか。

上田室長： 特に結構でございます。

茅委員長： それでは、今飯田さんが言われましたようにあくまでも例でございますので、ここに書いたもの、あるいは書かれていないものを含めまして、委員の皆様から J-VER と国内クレジット、この 2 つの制度を今後どうするかという問題につきまして、ご意見をいただきたいと思っております。

これは、ブレインストーミング的に、まず各委員の方に 1 人ずつ順番にご意見をいただいて、状況によっては時間にもよりますが議論をして進める形にしたいと思っております。ということで大塚委員からスタートしてよろしいですか。

大塚委員： 3分ほどということですので、簡単に私の意見を申し上げたいと思っております。

まず、基本的考え方について、統合した場合にどうするかということについて考えたいと思っておりますけれども、環境政策としてやるということはもちろんありますので、環境十全性、あるいはクレジットの信頼性というのが非常に重要だということは当然のこととしてあると思っております。具体的には環境価値を適切に確保するという観点から、MRV をしっかりやるということが非常に重要だと思っておりますし、先ほど来ご議論がありますように、ダブルカウントはしないようにしていくというのが非常に重要だと思っております。他方で飯田室長からもありましたように、そんなに面倒なら使わないということになっても困るので、使いやすくするという観点も多少は考慮しないとまずいのではないかと思います。

具体的にどういう点を考えていくかということは、すでに論点をお示しいただきましたけれども、まず 2 つ考えなければいけない点がございまして、自主行動計画が 2013 年以降どうなるかまだはっきりしませんけれども、経団連さんが低炭素社会実行計画のようなものをおつくりになるとすると、同じことを考えることになるのではないかと



と個人的には思っています、そうすると自主行動計画に代わるものについて、今まで国内クレジット制度が考えていたようなことを考えるかどうかですけれども、考える必要性はかなりあるのではないかと考えています。

もう 1 つの問題は吸収源の扱いという問題で、これは先ほど来ご議論があったところですが、3 点気にしなければいけないことがあると思っています、1 つは国の目標をこれから 2020 年、2030 年についてきちんとしたものは設定すると思いますが、そのときに国の計画の中で吸収源を分けた目標をつくるのかどうかということがまずかかわってくると思いますし、2 つ目に、先ほど茅委員長がお聞きになったように、吸収源については削減量と違って推定の仕方について別の問題があるとすると、そこをどう見るかということがあろうかと思っています。3 つ目は恐らく今後吸収源については 2020 年は 3.5% という目標を出すのではないかと考えていますけれども、そうすると 3.5% を超えて削減してしまった場合に、そのクレジットをどう扱うかというのはケチな話なのかもしれませんけれども出てきますので、それを考えるとちょっと吸収源については 1 つの制度に統合することはもちろん前提なのですが、やや別に考えたほうがいいのではないかと問題があろうかと思っています。

それ以外の論点でございますけれども、先ほど来これもご質問がございましたように、J-VER 制度の場合、新設は認めていないということからも示されていると思いますけれども、上田室長が先ほどお答えになりましたけれども、これは考え方によってはベースライン・アンド・クレジットを徹底するのか、それとも実際の削減ということがあるかどうかということも考慮するのかという、実は大きな哲学的な問題と絡んでくるところもありまして、私は今どっちがいいということはすぐには申し上げられませんけれども、そこはちゃんと議論すべきことではないかと。国民に対して説明をするかという話が実際には重要なのでしょうかけれども、それだけではなくて、実は根本的な問題があるのではないかと考えています。

それからあまり出ていない論点として、参考資料 3 の一番下の審査機関の実質的な確認の水準の問題がありまして、これは国内クレジット制度についても合理的保証はやっているわけですが、このレベルが J-VER 制度と国内クレジット制度で整合性を持たなくてはいけないという問題があると思いますので、それはぜひ何らかの形で検討いただけるとよろしいかと思いました。

自治体との関係ですけれども、地方公共団体においてもこういう制度をつくっていただくことは私もどんどんやっていただくといいと思っております望ましいと思っておりますが、やはり自治体ごとにやや特色があるような取組をする余地があったり、あるいは自治体自身がその取組に関して主体的に関与する場合というのが特に地方公共団体でご活躍いただく場面だと思いますので、それが主に吸収源のところになるのか、それ以外のところについては現在どうなっているか必ずしもよくわかっておりませんので、J-VER 制度に関してはあとで教えていただけるとありがたいですが、やはり考えたほうがいいのではないかと考えています。

それから経過措置、移行措置については先ほど飯田室長からお話があったように、

今までの制度との関係で動いておられる方がたくさんおられますので、その方たちがお困りになるようなことがないよう、きっちり経過措置は作っておくべきだと思っております。以上でございます。

茅委員長： それでは小林委員。

小林委員： 私は、主に森林吸収源とバイオマスエネルギーについて申し上げたいと思います。ご存知ない方も多いと思うので、少し時間をいただくかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず第1点は、このJ-VER制度の特徴ですが、これはご説明がありました事業分類を見ていただければよろしいかと思ひますけれども、吸収源と削減系の割合は9対1、また削減系における木質系バイオマスの割合が7割ということで、認証量ベースですが全体に占める森林由来の木質系バイオマスと森林吸収を含めてですけれども、97%に達しているということでありまひす。もちろん件数でいきますと他の分野もだんだん広がってきておひすけれども、先ほど言ひました認証量のベースでいきますとこのような数字になります。

第2点は、地域別の分析がござひましたが全国に分布しているということ、これはどこか都市部に偏在しているというわけではありまひせず、まさに先ほどから出ておひす地産地消ということをお表わしてひまひす。それは地消ではなくて都市でも使うわけですけれども、要するに地産ということをお強くお表わしてひまひす。つまり、もう1つの見方をすると、地域分散型ということが言ひまひす。

一般的によく中山間地というようにも言ひまひすけれども、また別の見方では山村振興法というのがありまひして、それに指定されている振興山村というのが全体の市町村の4割に上っているわけでありまひして、これは非常に重要なところでありまひすけれども、そういった地域で非常に活動されているということが言ひまひすかと思ひまひす。

温暖化対策の中でもJ-VER制度は都市と山村地域のかけ橋的なもの、連携であり、1つの手段になっているということが言ひまひすのではないかと思ひまひす。つまり、都市の排出したものを地方で吸収する。また、バイオマスとか削減に使う。その都市の排出の代価としてJ-VERクレジットを介して地域に新たな資金循環を流すということはお言ひまひすかと思ひまひす。その資金循環されたものが森林整備とかバイオマスエネルギーの発電施設等に使われて、経済的にそういったプロジェクトが成り立つ場面を作っている。これは今後森林整備を進める、バイオマスエネルギーをお活用する場合に非常に後押しになっていくということが言ひまひすかと思ひまひす。

それらの評価ですが、制度を開始して約3年半、森林吸収源としてはそれより少し遅いですが、それも私なりに評価してひまひすと、もともとJ-VER制度の趣旨とか特徴をお生かせるようになってきているのではないかというふうには私がお感ひまひす。社会の構成主体が排出量の減量化をして排出削減するという有力なツールとして評価されているということが言ひまひすかと思ひまひす。

森林系のプロジェクトにつきまひしては、先ほど来ご説明がありましたように、単に炭素の価値のみでなしに、いわゆるトリプルベネフィットとしての評価があるという

ことが言えると思います。これはどういう活動をしているかということがクレジットの活用の際に非常にわかりやすく共感を生む余地が大きいのではないかと思います。

また、もう 1 点追加で申し上げますと、東北被災地の復興にこの制度は大いに活用できると考えます。そういった各地域の取組を、J-VER 制度の活用によって後押しするということが可能でありまして、すでに J-VER 制度で取り組んでいるさまざまな地域の取り組みはベンチマーク的に水平展開で活用できるのではないかと考えています。例えば北海道の下川町を初め 4 町の取組、それから四国の高知県梶原町とかさまざまな市町村が取り組んでいるケース、こういうのはすぐにでも被災地の復興に活用できるのではないかと私は考えます。

そこで、J-VER 制度のニーズの分析ですけれども、これも様々これまでやりましたけれども、プロジェクトの事業者、つまり J-VER クレジットの創出者にとっては、大きい分野として森林所有者がありますけれども、これは経営の不採算、森林整備が遅れている、これを何とか J-VER 制度の新たな資金源で少しでもできるようにしていく。また一方、政策的な面で見ますと、温暖化政策、森林政策、このあたりの政策推進での側面的な手助けになっているのではないかと私は考えます。

バイオマスエネルギーにつきましても、これは非常に重要でありまして、再生可能エネルギーの有力なものとして推進される。特に木質系は今後非常に重要だと思います。また、森林木材の政策からいくと、木材利用を進めていく中で林地残材が年間 800 万 t ぐらい出ているといいますけれども、その有効活用につながるということがあります。

また、地方自治体にとってみたら、林業、木材産業を振興することがその地域の発展に結びつくということで、すでにそういった事例も出ております。

また、もう 1 つ、特に市町村におきましては、地域の財産を生かすという、つまり市町村有林、その森林の持つ新たな価値の創造に使えるということがあります。

一方、クレジットの活用についてですが、これは都市側がどう考えるかということにもなるのですが、1 つは実用的な面では企業にとって商品の販促、イベントのオフセットに活用されている。そういった事例は他分野で多くの事例があります。

それから CSR、これはよく言われることでありますけれども、これは間接的に企業の収益に貢献するのだと思いますけれども、イメージの向上や社員の環境教育に使うなどいろいろなことがあろうかと思います。

そこで、やはり企業のイメージの向上にとってはトリプルベネフィットということ非常に重要です。どういう活動をしてそれを企業がどう評価するかということが大事であります。それをまた見える化することが重要であります。

また、もう 1 つ重要なのは、自治体で温暖化対策条例を作っておられまして、その中で企業の排出削減目標に森林吸収源が活用できるという自治体はいくつかあります。こういった制度を広げていくことは、非常に J-VER のクレジットが普及する 1 つのポイントになろうかと思います。

さりとて現在課題がいくつかあります。1 つは先ほど償却の問題が出ましたけれども、

クレジットを購入している協賛企業、個人、これが今後伸びていくかどうかという問題。そういった面で最近非常にクレジットの発行量、認証量が増えていますけれども、需要がついていないのではないのか。これはもちろん国内情勢とかカーボン・マーケットが供給過剰という世界的な動向はありますけれども、そういったこと、それから価格をどれぐらいの水準で維持できるかということがあります。

これらを考えていきますと、市場メカニズムの弱点とか矛盾が出てきた場合に、どういうふうに克服するかが非常に重要だと思います。需給のバランスで価格形成がされますけれども、そういったことでいいのかどうか。それから限界削減費用の議論がありますけれども、それとの関係はどう考えたらいいか。需要供給側での希望価格のバランスの改良をどうしていった健全にするかが大事だと思います。

3番目に、マーケティングについては先ほどからもうすでに相対取引ということが出ておりますけれども、それを全国的なマーケットにどう広げるかがこれからの課題だと思います。現実に行っているのは相対取引で、いわば朝市とかアンテナショップでフェイス・トゥ・フェイスで売っているという感じが強いのですが、それをどういうふうに顔の見えることを維持しながらマーケットを作るかも大事だと思います。

コストダウンについては様々出ていますとおりでありまして、今後、新たな検討課題としては、統合での検討課題ですでに出たとおりでありますけれども、それについては後ほどまたチャンスがありましたら申し上げます。

特に方法論の統合につきましては、森林吸収源はそれで独立しておりますけれども、バイオマス削減系についてどう統合していくかということ、これは J-VER 制度の特徴を出しながらどのように統合するかが大事だと思います。

また、木質バイオマス系につきましては、今後取組の強化が必要でありますけれども、再生可能エネルギーの重要分野で、それをどういうふうに拡大していくか、また、間伐材利用の拡大について、林業側からの期待が大きいということで、この辺も検討したいと思います。

さらに、次のポイントとして、伐採された木材、つまり木材製品の中に固定されている CO2 の量を評価して、それをクレジット化していくということが今後考える 1 つの課題だと思います。ご存知のとおり、前回の COP で木材の固定を評価することが認められておりますので、どのようにクレジット化するか、特に公共施設の木造化、オフィスの木質化、それから地域材の利用等については重要かと思えます。

最後になりますけれども、この統合された制度を国際的にどう広げていくかということも今後の課題だと思います。1つは、わが国は今後 BOCM ということを進めてまいりますし、REDD+ というのも出てまいりますけれども、そういったことから生まれてくるクレジットをこの制度の中で一緒に考え得るのかどうか。また、企業、NPO が現在進めている海外での植林、これも対象にできるかどうか、これも検討課題だと思います。また、今後そういうことを考えた場合に、アジア地域とのネットワーク、こういった制度のネットワーク、連携、互換性、J-VER 制度をアジア地域に広めるということですし、いろいろと進めたいと思っておりますけれども、そういったことが可能かどうか

ということも検討課題になると私は思います。以上です。

茅委員長： 庄林さん。

庄林委員： 2点申し上げたいと思います。まず1点目は、理念の話にかかわることではないかと思えます。先ほどの私の質問とも絡んで、統合も含めて議論されるわけですが、統合された暁の制度というのは恐らく一番近い制度というのは CCX (Chicago Climate Exchange)、もうないわけでございますけれども、あれではないかと思えます。キャップ自体が法的にかけられていない、それにオフセットが入るというイメージです。一方で、CCX タイプ以外のボランタリーなマーケットというのも大変大きく拡大していると思えます。いずれにしろ、わが国の制度というのは、CCX の形態なのか、あるいはそれ以外の形態なのかはともかくとしてボランタリーなものになるであろうということです。そうするとボランタリーなマーケットというものについての意味合いというのを、いろいろなところでいろいろな方が整理されておられるのではないかと思うのですが、もう一度きちんと整理するいい機会なのではないかというふうに思うわけでございます。

例えば先ほど世銀の State and Trend of the Carbon Market のデータで 2009 年ですとボランタリーがちょっと減っていると。ただ、減っているとは言いつつも大きなボリュームが計上されている。常識的に考えるとそれほどの大きなボリュームをなぜボランタリーで取引するのかというところがあるわけでございますけれども、その辺についてももう一度じっくり分析することが必要なのではないかと思います。

2点目が農業に関してでございます。わが国の場合は農業の排出が GHG のトータルに対するシェアで見ると大変小さいわけでございます。ただ、これは OECD 諸国、先進国を見ても例外的に小さいわけございまして、例えばアメリカでも 6% ぐらい、OECD アベレージで 8% ぐらい、世界アベレージですと 13.5%。そうすると、世界的な観点で見ると、農業部門の削減、あるいは農業部門の吸収をどう進めるのかというのは大変大きな課題だと思えます。実際に世界の先駆的な市場を見ますと、先ほど申し上げた CCX の中のオフセットの最大の項目は農地土壌による炭素吸収でございました。あるいは今動いている公的なキャップアンドオフセット型の市場で言いますと RGGI (Regional Greenhouse Gas Initiative)。RGGI もオフセットの中に畜産を入れております。恐らくアメリカが将来連邦政府レベルの市場を作るとしたら間違いなく農業をオフセットとして入れてくると思えます。そういう意味ではわが国では例外的に農業のボリュームが小さいがゆえにあまり注目を浴びることがないわけでございますけれども、先ほど小林先生がおっしゃった、世界との互換性という観点でいくと、農業というのはきわめて重要な位置づけになるのではないかと思います。

そういう点で、わが国は農業部門の削減、あるいは吸収についてのサイエンティフィックな知見の大変大きい国じゃないかということです。

次に方法論の話になるわけでございますけれども、方法論にするときに、やはり世界のほかの市場を見ますと農業部門の方法論というのは大変苦勞するわけでございますが、市場の厳密性、厳格性を失わずに農業が参加できるようにするといった観点も

重要なのではないかと思います。

その観点で最後に 1 点だけ申し上げますと、例えばボランティア・カーボン・スタンダードがございまして、世界銀行が強力に支援しているケニアでの農地土壌による炭素吸収のプロジェクトが、ボランティア・カーボン・スタンダードで認証申請をいたしまして、昨年確か認められたわけでございます。

世銀などによるそのようなプロジェクトに対するプッシュの背景には、農業部門を市場にうまく取り込むことができれば、農業部門での削減に貢献、あるいは吸収に貢献するだけではなく、農業部門の持続的な発展、あるいは食糧の持続的な供給にも貢献し得る大変大きなコベネフィットがあるからではないかと思います。以上でございます。

茅委員長：            ありがとうございます。田海委員。

田海委員：            J-VER 制度をもとにした都道府県条例に取り組んでいるわが県の取組を踏まえてお話をさせていただきたいと思います。

私どもの県は、平成 21 年 5 月から制度運用、都道府県 J-VER の制度をやっています。基本的には J-VER 制度と全く同じスタイルで制度全体のルール of 妥当性確認、検証、モニタリング等々すべて J-VER 制度を参考にやっております。最終的には第三者の専門家からの認証委員会で認証いただいてクレジットを発行しているというやり方でございます。間伐プロジェクトを対象プロジェクトとして CO2 吸収量をクレジット化しているということでございます。

平成 22 年 11 月でございますが、J-VER 制度に基づく都道府県 J-VER、このプログラムとして認められまして、毎年更新手続きをやっているという経緯がございます。また、地域の特色ということで、地域の中ですべて発行まで完結できるようにということで、県が出資する財団法人と ISO14065 の認定機関と業務的な提携をしまして地元で検証人を育成して、地元で検証機関とともに検証ができるという仕組みを作って、プロジェクト事業者は県に申請をして発行まですべて県の中で完結できるという仕組みを作っているところでございます。

こうした仕組みをつくることで、これまで 3 つのプロジェクトをやっけてまして、佐渡のトキの生息地である森林の間伐、これは「トキの森プロジェクト」と呼んでおりますが、こういったものを含めて 3 つのプロジェクトをやっけてまして、5 年間で 2 万 3,000t の吸収量を発行できるだろうと考えています。

これは先ほど小林先生からもお話がありましたけれども、県内外の企業等からこのクレジットを多く活用していただいています。また、特徴的なのは一部中山間地域の振興のツールにも使われておりますし、地域間交流のツールにもなっているということで、地域としてはこの J-VER 制度は地域を元気にする仕組みの 1 つとして使うことも十分できているということです。

それから、県民の温暖化防止の意識向上とか行動実践にもつながっているということで、現在、市町村、事業者からこの制度を継続してほしいという要望が非常に強く上がっております。また、制度の今後について私どもに問い合わせがあります。現行

制度が今年度でとりあえず区切りがつくというのは皆さんご承知なので、今後のことを非常に心配されて、今は様子見という状況もございますので、こういう検討会が立ち上がって外に向かって利点を合わせた形でよりよい制度にするということを発信できることは非常に意義深いと私ども自治体でも思っておりますので、そのあたり各委員のご理解を賜りたいと思っております。

それから、森林間伐の吸収プロジェクトのことでございますが、間伐材が出て、これをバイオマスとして利用して、さらに削減クレジットとしてという循環型の地域独特のクレジットを県内の市町村と NPO と模索をしております、ぜひ吸収プロジェクト、これは 1 つの基本として残していただきたい。それから地域が独自で取り組む都道府県 J-VER の仕組みもぜひ残していただくように、このご議論を進めていただければ幸いですと思っております。

細かな論点につきましては資料 5 に出していただいたようなものをもう少し深めて、議論の中で私のほうからもいろいろご意見を申し述べさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

茅委員長： 新澤委員。

新澤委員： 私が座長をしておりました J-VER 制度の技術小委員会というのは、CDM 理事会の下で設置されている方法論パネルに相当するものです。私のほかの委員の皆さんは、皆さん CDM でかなりの経験を積まれた専門の方々であります。

ご存知のようにベースラインの設定の方法というのは CDM の信頼性に根幹の部分は似ていると。J-VER 制度についてもその点は同じだと考えております。事務局がチェックした方法論をさらに委員会で審議するという手順を踏んでおまして、そこで修正、変更となることもしばしばあり、専門家からのチェックが J-VER 制度の信頼性の確保の一旦を担っていると考えております。これは運営体制に関することであります。

次に、方法論に関することですが、方法論の調整というのは大変な作業だと予想するわけですけれども、すでにご発言がありましたが J-VER の方法論の特徴をいくつか紹介しますと、保守性という観点から、第 1 に更新に限定している。つまり、先ほど宮城委員からの質問、また大塚委員からの重要性の指摘がありました新設施設によるクレジットの発行は認めていないということ。これはベースラインという観点から考えると、日本が京都議定書の下で約束を持っていて、その中で多くの主体が何がしかの義務を本来は持っているはずで、法律上は明確ではなかったわけですけれども、そういう中で新設の施設というものは可能な限り効率的な技術を導入すべきであって、そこにクレジットを生む余地はないはずだという解釈があったのではないかと私は理解しております。

第 2 に、既存の施設を改編する場合においてもベースライン排出量は既存の施設が最大限利用された容量というものを上限としてベースラインを設定しております。これも先ほど申し上げた点と似ている点であります。

また、追加性をどう考えているかということは、一応プロジェクトの採算性というものを適格性条件の中で審査して、しかし CDM と若干違いますのは方法論としてポジ

ティブリストが作成されているということでありまして、また、必ずしも申請者が自ら方法論を開発しなければならないということではなくて、それは事務局サイドがあらかじめ方法論を準備しておくということもやっているところでもあります。ダブルカウントについてもかなりチェックが入っております。

最後に、論点の最初のこれ以降の役割とか新制度の理念に関わることでありますけれども、新設をどう扱うとか増設をどう扱うといった話、あるいはダブルカウントというのは、国内制度がもしきちんとなれば、それに沿って判断していけばいいことだと思うのですが、国内制度がないわけですから、その中でどういう判断をしていくかということがここでの議論になろうかと思えます。いろいろと意見を今後も申し上げたいと思えます。以上です。

茅委員長： 松橋委員。

松橋委員： 2013 年度以降に対する認識という点ですが、冒頭に飯田室長からお話がありましたように、京都議定書第一約束期間が終了して、日本として正式な削減の数値目標というのは持っておらないわけです。京都議定書第一約束期間につきましてはご承知のように現在官民を挙げて鋭意努力をしております、これについてはいろいろなご意見や反省もあるかと思えますが、日本としてはあくまで国として約束をしたわけで、それを守るために懸命な努力をしてきたということではないかと思えます。一例を挙げると、官民挙げて取得をした共同クレジットが恐らく 3 億 t を超えるかと思えますけれども、それに要した金額は数千億ということになるのではないかと。多くの血を流しながら京都議定書の第一約束期間、約束は約束として守るという日本という国の国民のモラルと言いますか、律儀なところが出ていないかと思えます。

さりながら 3.11 の私どもの大震災の影響によりまして、日本は大変痛んでおりますし、わが国は大変苦しんでいるわけでございます。そうした中で 2013 年度以降もさらに厳しい目標を背負ってやっていけるというほど余裕はないという現状の中で、やはり今後環境と経済の両立ということを目指して、わが国の地方が少しでも元気になるように、あるいは国民経済が活性化されるように、そういうことを考えながら省エネを進める、低炭素化を進める、そういうことを考えていかなければいけないのではないかと、これが私の基本認識でございます。

そうした中で、冒頭に申し上げましたように、国内クレジット制度と J-VER 制度というものが統合を目指して今回委員会が始まったということは、私にとっても大変喜ばしい限りですが、その解決すべき論点として、運営の体制が違っているということにつきましては、すでに事務局、関係省庁の中で調整が始まっているのではないかとと思えますが、個別具体の論点について、それぞれ 1 つの委員会でやっていたものと分けてやっていたものをどうするか、これは多分にテクニカルな問題でもありますので、ぜひ、事務局、省庁の中でやっていただければありがたいと思えます。

クレジットの活用先、1 つの傘の下でやるに当たって、確かに今いろいろな委員の方がおっしゃられたように、いくつか性質の違うものがある。特に一番大きいのは再三意見の出ている吸収源という問題ではないかと思えます。J-VER の関係の委員の方から



ご説明がありましたように、森林吸収による J-VER のクレジットというものは、確かに非常に貴重で、同時に性質としては削減系のものとは若干異なるところがある。地方の森を大事にするために、あるいは国土の防災ですとかそういう観点も含めてそれは意義があるということをおも計画をしたこともありますので理解をしております。

たまたま今ここに私の名刺入れがあるのですが、これは桜の皮の皮細工というものでして、ある県の特産物です。これも 1 つの森林の利用ということで非常に高い付加価値を生む例かと思いますが、そういうものと、いわゆる木質ペレットですとか、バイオマスエネルギーの利用ということで、例えば kg 当たりの付加価値ということで比べてみますと、森林バイオマスのエネルギーによる付加価値というものは残念ながら桁としては 2 つか 3 つ小さいぐらいのものではないかと思えます。すなわち、その森林管理とバイオマスエネルギーだけで森林というものを活性化して、国土の防災とか地方の森を守るとするのは、それだけから進めようとしていきますとなかなか苦しいところがあって、今日は農林水産省、林野庁の方も関係省庁ですからおみえになっているわけですが、この問題に対しては国を挙げて国家戦略として海外の材というものとどうやって競合しながら地域の森を守り、育てて、森林吸収による CO2 削減を図るといふこととバイオマスエネルギー、さらにはこういう文化としてこういうものを育てていくのかという点も含めてかなり大きな国家戦略としてやっていかないと、なかなか CO2 クレジットだけでこれを持ち上げることは難しいであろうと。森林バイオマスの利用というものは 45 年伐期とか 90 年伐期とか非常に長いサイクルの中で 15 年おきに間伐をやるか、長いサイクル、複雑な森林の育成という中でやっております、すでに放棄されている森もあればいろいろなタイプの森がありますので、ここはひとつ国を挙げてやっていく。その中では大塚委員がおっしゃったように削減系とは確かにかなり性質が違うものですから、同じ傘の下でやりつつ、若干使い道を分けていくとか、地域のために使っていくとか、こういうことを工夫していく必要があるのではないかと思えます。

削減系の新規と更新の中にも確かに哲学の違いというものはあるかと思えます。CDM においてはもちろん途上国で新規の発電所をつくった場合でも、ベースラインを引っ張ってベースライン・アンド・クレジットですから、基本的には削減クレジットを創出できるようになっておりますが、CDM の場合にはそのベースラインを非常に保守的に上位 15% のところで線を引っ張るとか、プラスにシグマでやるとか、かなり極度に保守的なラインを引きまして、さらに追加性でクレジットなくて儲かるものは許さないとかいうことをかなり強くやったために、実は瀕死の状態にあるということも我々は踏まえながら、今後国内クレジット制度と J-VER 制度の両者が 1 つの傘の中で統合されて発展していく中で、どういうふうな制度を作ったらいいのかということは考えていく必要があるのではないかと考えております。

ついでに言っておきますと、先ほど来森林系のお話が多くて、それは地方との関係の中で進んでいると。新潟県のお話もありましたが私はこれは大事だと思います。しかし実は削減系のプロジェクトに関しましても、最近では地産地消ということが非常

に重視されて、例えば東京都内でも何々区の中で、わが区の省エネを進めるために、何とか省エネの製品を普及するのをわが区の製品を使っただけでないとか、そういうことがあるわけで、削減系も地産地消で何とか疲弊している地方自治体を頑張らせたい、頑張りたいというものが多くあるわけですし、そこには共通のものも多分にあるかと思えます。J-VER 制度が都道府県に許可を与えて、それを吸い上げていくというのはそういう意味では非常に参考になり勉強になる仕組みではないかと思っております。統合されるに当たっては、ぜひそういう仕組みを学んで、削減系のほうもそういうことを考えていくのが望ましい。何となれば中央政府というのは地域住民に直接接しているわけではないので、やはりそこに密着していくということは、地方自治体、県であり市であり区である。その行政に携わっている方が最もその住民と接しているわけですから、そういう役割分担を認識して協調しながら協力していくということが削減系についても重要ではないかと思っております。

ダブルカウントの防止等については、これは確かに原則としておっしゃるとおりでございますが、あまり理念論だけでやらないで、個別具体的な論点で、ここここはどうしようかというときにまたいいアイデアが出てくるかと思っておりますので、ぜひ個別具体的な論点にしたがってやっていただければと思っております。

VCS のお話もでございますが、海外の案件も含めまして、例えば JST（独立行政法人科学技術振興機構）にはサトレップスというプロジェクトがございまして、世界の中で、例えばインドネシアの泥炭地の植林を進めることで CO2 を削減するという研究もございます。CO2 削減量としては非常に巨大なものがございます。ただし、やはり性質が違いますので、こういったものも REDD+ も含めて海外の戦略ということも含めて、やはりそこは性質上若干色分けをしてやっていくということが非常に大事ではないかと思っております。

トータルとして日本全体の力をここに集約していく、そして委員の方からお話がありましたように、これからは環境と経済の両立とか、ある意味ボランティアにやっていくということになるとマーケットとして需要があるところでないとこのクレジットを創出しても売れないということが出てまいります。それは低炭素社会実行計画、産業界のそういうものもございまして、市や区、あるいは企業がボランティアに CSR でやるものもございましょうけれども、これから 2013 年度以降に政府がこの問題にどれだけ予算を割いて、世界のために、そして日本のために使うことができるかが重要ではないか。そういう意味ではこれが統合されることによって、日本としてぜひこれをやりたいんだ、そしてその活性化のために何がしかの予算を使えないかという交渉をするためにも、つまりマーケットの需要をつくるということは必要ですから、そのためにもぜひ 1 つ傘の下でという統合をぜひ進めていただきたいと思います。以上です。

茅委員長： それでは棕田委員。

棕田委員： 現在 2 つのクレジット制度が併存して、しても方法論の一部に重複があるということで、大変わかりにくいという声が産業界の間にもありましたので、両制度が今般統

合を目指しているということに対しては基本的に賛成したいと思っております。

先ほど来大塚先生、あるいは松橋先生からお話がありましたように、経団連で自主行動計画が 2012 年に終わるのを受けまして、ポスト京都の 2013 年以降新たに低炭素社会実行計画というのを開始することとしております。今後の議論によりますけれども、実行計画におきましても引き続き目標達成に今度新しいクレジットが使えるということが重要だと考えております。

国内クレジット制度につきましては、そもそも中小企業等の排出削減事業者に対して自主行動計画の参加者である大企業が共同実施者として資金、技術を提供して、生じたクレジットを自らの目標達成に活用するということが基本形だったわけですが、実際は先ほどご説明がございましたように、自主行動計画における活用は半分以下で、過半数は CSR やオフセットという形で使われております。ということは、こうした現状、あるいは J-VER 制度との統合というのを視野に入れるということであれば、新しいクレジットというのは実行計画とともに CSR やオフセットでの活用を当初から視野に入れた制度設計というものが重要になってくるのだと思います。その際、例えば国内クレジット制度における排出削減事業者の範囲といったものが今のままでいいのかどうかということも検討課題としてあるのだろうと思っております。

いずれにしましても、規模の大小を問わず、企業の主体的な温暖化対策を後押しする制度になってほしいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

茅委員長： それでは宮城委員。

宮城委員： まず、国内クレジット制度についてでございますが、今お話があったとおりで、国内クレジットの当初の開発目的は中小企業という非常に省エネに対する取組が遅れた分野に対して、これで強力なテコ入れをするという考えもあるし、民生部門に対する削減という課題に対して、この国内クレジットはそれを目的として確かにつくったわけでございますけれども、それが実際に行われてみて、プログラム型というものをこの国内クレジットの中で発明して、これが進んで中小企業から民生のところまで手が伸びて、そしてそれ以外に CSR というところまで、各地域の取組、これは正直申し上げて委員として参加をして、思いがけない取組として発展したのだと思います。その意味で、私は J-VER の排出削減系でもだぶっていますけれども、その点も含めてクレジットとして進化をしたところをうまく統合することによって掬い上げることは非常に大きな意味があるのではないかと考えています。

哲学的というふうに言うのがいいのかわかりませんが、方法論で違いがあることは事実だと思っておりますけれども、取り組むほうの利用者、中小企業であれば地域であれ、多分省エネルギーをすとか、あるいは CO2 で環境に対する取組をするというところは同じだと思っておりますので、ぜひともそういう幅広いところまであった形で排出系というのは統合されることが望ましいし、それを克服する方法論を作り上げるということはものすごく意味があるのではないかと考えています。

森林系でございますが、実は正直申し上げますと迷っている分野ではあります。同

じクレジットではありますけれども、用途という意味ではだいぶ違うところがあると思うのですけれども、今いろいろな説明とか委員のお話を聞いていて、別の制度の下でこれを行うよりも、確かに性格とか用途が違うクレジットではありますけれども、松橋委員が1つの大きな傘という言葉が使われたと思いますけれども、皆さん方の意見を聞いていて、この2つのクレジットは、今後日本がいろいろなCO2に対する取組をするとか、あるいは今日本各地で行われている取組を促進する上で、いろいろな削減系と吸収系の違いを乗り越えて1つの統合された形で運用されることが望ましいと私は今思いをいたしました。若干そこは理屈ではなくていろいろな取組を見た場合に、やはり1つの傘の下であるほうが、日本として国際的な取組にも貢献できるし、あるいは各地でのいろいろな取組に対しても強いメッセージとして促進できるのではないかと、議論の前までは決めかねていたのですが、皆さんの議論を聞いていて、1つの傘の下のほうが制度としていいと私は思っております。

1つお願いは、統合されるのであれば、よりいい制度にしてほしいと思いますので、運用の仕方も、実は私どもとしては利用者の立場の色彩が強いのですが、やはり利用者から見て、このクレジットを使いたい、あるいは使いたいと思った人間が、新しい制度になったら使いにくいということは少なくともないようにしていただきたいと思っておりますし、クレジットの活用先も広がる方向で考えていただきたいと思っております。そういう意味ではクレジットに少し種類があってもいいのではないかと思います。細かい議論になってしまうのですが、ややクレジットの活用先が制限されるようなクレジットがあっても、クレジットを申請できる事業者の範囲を広げてみるということが考えられるのではないかと思っております、これは逆に言うと、自主行動計画に入っている大企業の方も入れてもいいというぐらいに思っています。ただ、活用先で制限があるのは確かですが、CSRに使いたいと思っているところはこうけれども、自主行動計画の中の排出削減量としてのカウントは無理だということが認定をするときにイヤマークでちゃんと書いておくという工夫をして、思い切ってこの国内クレジット制度を大きく発展させるということを今回の統合の中でぜひ実現していただきたいと思っております。

方法論の問題は、結論的に申し上げますと、われわれは正直言いまして新設は入れてもらわないと事業者のインセンティブが減退しますので、したがってここは何とか方法論の世界を乗り越えていただければというのがお願いでございます。あまり深い哲学論というところよりも国内クレジット制度はそういうプラグマティックな役割というか、事業者に対する非常にいい仕組みでありますので、その観点から方法論も解決を考えていただければと思っております。

いずれにしても2013年以降も制度が継続されるかどうか自体が非常に不安でしたが、皆さん方が延長されることは当然のごとくお話されているので非常に安心しました。当然延長するというのがこの会の皆さんの総意だと思いまして安心いたしました。以上でございます。

茅委員長： 新美委員。

新美委員：

すでに皆さん相当詳しい論点を出されましたので、私は J-VER 制度に当初からかかわってきた者として皆さんのおっしゃったことを前提に、少し意見を述べたいと思います。論点というよりも、今後こういうことも視野に入れてほしいということを申し上げたいと思います。

まず第 1 に、基本的な視点ですけれども、先ほど飯田室長からありましたように、セルフプレッジしているということで、このクレジットが重要な役割を果たすことになるだろうと思うのですが、その場合も、やはりセルフプレッジをしているということが国際的に評価されるような内容で実行するということが不可欠だと思います。したがって、このクレジット制度が、先ほど来出ている ISO のような基準を視野に入れて展開していくことが望ましいと思います。

もう 1 つは J-VER 制度に関わってきて感じましたのは、一般消費者もプレーヤーとして巻き込んでマーケットメカニズムを使っているということでございますので、そこからいくつかの特徴が出てきていると思います。大塚委員がおっしゃったように、信頼性と確実性が不可欠だというのはその通りですが、その場合にもう 1 つのポイントとして利便性と言いますか使いやすさ、あるいはコストをそんなにかけないという要請もあると思います。そういうことから考えると、先ほど新澤委員がおっしゃったように、制度設計そのものを保守的に考えていくと同時に、その保守的に考えるということから、一種の定型化、簡略化ということも考えていくことが必要なのではないかと。これも新澤委員がおっしゃったようにポジティブリストを用意してやっていくというのは、そういった利便性を高めるということの 1 つの手段だと思います。新制度を考えるときには、信頼性、確実性を担保するというためのにも保守的で、あるいは利便性を高めるという意味での定型化ということもぜひご検討いただきたいと思っています。

それと同時に J-VER というのは非常に多種多様な用いられ方をするわけです。宮城委員がおっしゃったようにできるだけ共通項でいきたいということもありますけれども、一般消費者はどんなクレジットに魅力を感じるかということで、相当セレクトティブだと思いますので、先ほどおっしゃられたようにイヤマークみたいなものをどこかでつけられるような登録制度があってもいいのではないかとこの気はいたします。これは相当複雑になるので議論になるかもしれませんが、マーケットはできるだけ共通化、単純化するという方向でいくのですが、何か特色をどこかで目印を立てるようなものも考えていいのではないかと思います。そういった一般消費者が多種多様な評価軸を持っているということをぜひ考えておく必要があるだろうということです。

先ほどアジア地域との互換性ということも出ましたけれども、冒頭に申し上げました国際的評価を目指したクレジット制度ということであれば、アジア地域への対応というのも当然視野に入ってくるだろうと思いますし、全くクレジット制度とは違うところで議論されておりますけれども、2 国間オフセットが行われるようになったときには、これも 2 国間オフセットが国際的に評価されるためには、そのオフセットの中身がきちんと確実に信頼のおける削減になっているかどうかということも評価の対象に

なりますので、それもきちんと踏まえた議論ができればと思います。言い換えれば、ここできちんと議論を積み重ねていくことが別の 2 国間オフセットにも役に立つのではないかという展望も持っているということでございます。以上でございます。

茅委員長： ありがとうございます。小一時間使いまして、皆様方のご意見を伺ったのですが、先ほど宮城さんがおっしゃいましたように、委員の方々は皆さん国内クレジット制度と J-VER 制度を統合の方向で考えるということについてはご賛成のようだと私は理解しました。したがいまして、この先の 2 回の委員会というのもその方向でぜひ進めたいと考えております。

私は皆様の意見をまとめる立場ではないのですが、今伺っていますと、やはり仮にそうした場合に、使いやすい、適用範囲の広いものをつくるという点に皆さんご関心がおありのようです。今も最後に新美委員がおっしゃいましたように、国際的な広がりもそうですし、地方自治体への広がりというものも含めてございます。そういったことで、今現在あります J-VER 制度及び国内クレジット制度の方法論というものをもう一度見直してみて、使いやすさというものからも望ましいものになるように変えていければいいと考えております。

いずれにいたしましても、今日の皆様方のご意見につきましては、事務局も聞いておりますので、それを整理いたしまして、次回以降の議論の基本にさせていただきたいと思っておりますので、そのようにご了解いただきたいと思います。

本日ここでそれぞれの委員のご意見に対して討論することは時間もございませんので今日は省かせていただきます。ご了解ください。

もう 1 つだけ議題が残っております。議題 6、アンケート案について。説明をお願いします

## 6. アンケート調査について

飯田室長： ただいま茅委員長からご指摘いただきましたように、事務局のほうで資料 5 につきましても国際的な視点ですとか、排出削減事業者の範囲など、欠けている視点もございましたので、そういったことにつきましても追加して、また具体的な方法論ですとかいろいろなことについて各論でのご議論がございましたので、今回はこの論点等の例を肉付けした形で方向性なども事務局の中で議論してお諮りしたいと思いますので、ご審議いただければと思います。

それでは資料 6 でございますが、簡単にアンケート調査を行いたいと思っております。目的でございますけれども、やはり現行制度に参加している方々から声を聞いていくことで現行制度の評価及び具体的な改善点を明確にしたいという観点から、できるだけ広くご意見を伺いたいと思っております。すでに両制度の事業を合計いたしますと 1,000 を超えるものが登録されておるわけでございますので、こういった方々から広くご意見を伺いたいということでアンケート方式による調査を行いたいと思っております。

アンケートの調査対象者ですが、国内クレジット制度の関係者では排出削減事業者、

共同実施者、審査機関。J-VER 制度の関係ではプロジェクトの実施の事業者、J-VER の購入者、妥当性確認・検証機関、こういった方々にアンケートをお配りしたいと思っております。

それぞれ伺う項目は別でございますので後ほどご説明します。

手法でございますが、メールによるアンケート、またはインターネット上でのアンケートのいずれかとしたいと思っております。調査対象者には両方の様式を送付いたしまして、回答方法をご選択に委ねるということで考えております。

具体的な質問項目でございますが、最初に、排出削減事業者、あるいはプロジェクト実施事業者向けでございますが、これらの制度を知ったきっかけは何かということ、1～8まで。それから参加することを決めた理由は何かということ、複数回答可ですが1～5まで。参加したことにより実際に得られたメリットは何か、これも複数回答可で1～7まで。不便な点は何か。これも複数回答可でございます。それからソフト支援事業者の支援を受けた場合に、何か内容、プロセスについての説明があったか。2013年度以降に新たなクレジット制度が運用された場合、再度事業者として参加する意向があるか。2013年度以降の制度に対してご意見、ご要望があれば自由な記載をお願いしたいということ。

共同実施者あるいはJ-VERの購入者向けですが、同じように知ったきっかけは何か。購入することを決めた理由は何か。次のページご覧いただきまして、実際に得られたメリットは何か、あるいは不便な点は何かといった点をそれぞれ伺いたいと思います。再度購入する意思があるか、あるいはそのご意見、ご要望があれば自由に記載をお願いということは同じでございます。

登録審査機関、あるいはその妥当性の確認検証機関向けに、現在ISOの認定を受けている、または申請を行っているか。受けている、または申請を行っている場合には、そういうふうにしよと考えた理由は何かということ。受けていない場合には、受けていない理由は何か、あるいは2013年度以降の新たな制度においてISOの認定を受けることを登録要件にした場合に考えられるメリット、デメリットについてご意見があったらご記入願いたいということ。2013年度以降の制度において、登録の際に審査可能なスコープを設けることについてご意見があったらご記入願いたいということ。国内クレジット制度における事業の審査、実績確認を行うことにあたって不便な点があったら、あるいは2013年度以降に引き継ぐべきと思われる点があれば記載願いたい。J-VER制度においても同じように事業の妥当性の確認及び検証を行うにあたって、不便な点があるか、あるいは引き継ぐべきと思う点は何かということについて聞いております。その他、ご意見、ご要望があれば自由に記載をお願いしたいということで、それぞれの制度についての担当機関に配りたいと思っております。

本日は時間がないですが、ご意見などございましたら、この場でも結構ですがメールで後でお寄せいただいても受け付けたいと思います。よろしく申し上げます。

茅委員長： 今、この場で何かご意見はございますか。

赤堀管理官： 先ほどのお話に対してこちらから簡単にコメントさせていただきます。

吸収源につきまして、今まで新潟県とかいろいろなところが J-VER 制度に取り組んでおり、私も高知県で小林委員と一緒に取り組んでおります。これが森林の経営に非常に資しているということがございまして、引き続きこういった活動を支援していきたいと思っております。

先ほど、茅委員も含めて、削減、吸収分について非常にわかりにくいというご意見がございました。確かに生物体を対象にしておりますので、工業プロセスと比べますとどうしても不確実性が高いということもございしますが、成長量に係数を掛けるということで理屈としては非常に単純でございます。ですからデータがどれだけそろってきているかとか、事業者の方がどれだけ測定について訓練できてきているかということにかかわっていると思います。

1つ難しいのは、人為性をどう見るかというところで、前のマラケシュの交渉でもそうでしたが、交渉の中でもそこが非常に論点になりました。多分 J-VER 制度の中でもその辺をどう扱うかということが非常に難しかったということで、今のところは間伐なり手をかけたところが人為性があるということできております。今後もそういった形でいくのではないかと考えております。

我が国の目標につきましても、エネルギー環境会議等で今検討しているところでございますが、その中に森林吸収源がこれから入ってくるのではないかと、中央環境審議会の中でも議論してございますので、きちんとした形でそこに入れていきたいと思っております。以上です。

茅委員長：            ありがとうございました。アンケートのことについて何かご意見ございますか。特になければそれで。

小林委員：            赤堀さんからコメントいただきましたが、今後森林吸収源をどう扱うか論議になると思うのですが、私が 1 点だけお願いしたいのは、このクレジットの用途をできるだけ森林についても広げて、多くの分野で使えるようにご理解願いたいと思います。これだけの事業者、森林経営者、自治体からの要望も多いことですから、ぜひその辺のご理解は賜りたいと思います。以上です。

茅委員長：            ありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、本日の議論はここまでにしたいと思いますが、今後の予定につきまして事務局から連絡をお願いします。

## 7. その他

上田室長：            次回の日程でございますが、資料の 2 にもありますように、次回は 5 月 14 日の月曜日を考えています。予定時間は 15 時～17 時と考えておりますが、次回は若干盛りだくさんなので時間を少し前倒しするなど個別にご相談させていただいて最終的に決めたいと思いますので、また事務局から連絡させていただきます。以上でございます。

茅委員長：            それでは、本日の議事はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。